

# 高齢者虐待対応マニュアル

平成21年9月

(令和7年9月改訂)

江田島市

## < 目 次 >

はじめに	1
第1章 総則	
高齢者虐待の定義	2
第2章 養護者による高齢者虐待への対応	
I 初動期段階	6
II 対応段階	10
III 終結段階	11
IV 権限の行使	12
V 虐待対応カンファレンス	21
第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	
I 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは	22
II 養介護施設設置者等の義務	23
III 養介護施設で高齢者虐待を発見した場合の対応	26
資料	
養護者による高齢者虐待への具体的な対応フロー	29
養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応フローチャート	31
養護者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー	32
高齢者への影響度合いを基準とした深刻度区分	33
様式	
①票 「高齢者虐待対応通報・届出受理書」	34
②票 「事実確認項目チェックシート」	35
③票 「情報整理シート」	36
④票 「高齢者虐待対応コアメンバー会議記録」	38
⑤票 「高齢者虐待対応処遇検討会会議記録」	39
⑥票 「高齢者虐待支援計画書・評価記録票」	40
⑦票 「高齢者虐待対応コアメンバー会議記録（終結）」	41
通報・届出受付票（養介護施設）	42
立入調査身分証	44
高齢者虐待事案に係る援助依頼書	45
要介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）	46

## はじめに

現在、わが国では高齢化が急速に進み、それに伴う課題が複雑化する中で、高齢者の虐待ケースが表面化してきており、その件数も増加傾向にあります。高齢者虐待は、様々な要因により発生しますが、深刻な状況となる前に発見し、適切に対応することが必要とされています。このようなことから、平成17年11月1日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）が成立し、平成18年4月から施行され、高齢者虐待対応が地方公共団体の責務として定められました。これを受け本市では、平成21年9月1日に、高齢者虐待の対応を具体的に推進するために「江田島市高齢者虐待対応マニュアル」を策定し、対応してきました。

令和5年3月には、厚生労働省マニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月厚生労働省老健局）」の改訂が行われました。改定内容は、全介護サービス事業者へ、虐待防止委員会の設置、虐待防止のための指針の整備等の義務づけ、虐待対応に際しての個人情報の取り扱いの変更等です。加えて、令和7年3月には、令和6年度の介護報酬改定において、さらに高齢者虐待防止の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を図ったことや、高齢者虐待防止法第13条に基づいた面会制限に関する裁判例を踏まえた手続きにおける留意点の追加など、最新の状況を反映した改訂が行われました。本市のマニュアルについても、最新の状況を反映するとともに、一層の内容充実を図り適切な対応を行うため改訂を行いました。

本市では、今後とも、高齢者が尊厳をもって地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者虐待防止対策を進めていくこととしています。関係者の皆様には、本マニュアルを御活用いただき、高齢者虐待防止のための取組を進めていただきますようお願いいたします。

令和7年9月  
江田島市福祉保健部高齢介護課

## 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、高齢者虐待の対応を行うために、このマニュアルを整備するものとし、用語は次のとおり定義する。

- 「高齢者」・・・65歳以上の者（高齢者虐待防止法第2条第1項）
- 「養護者」・・・高齢者を現に養護する者（高齢者虐待防止法第2条第2項）
- 「養介護施設従事者等」・・・養介護施設や養介護事業の業務に従事する者（高齢者虐待防止法第2条第5項）
- 「高齢者虐待」・・・「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による虐待」（高齢者虐待防止法第2条第3項）
- 「養護者や要介護施設従事者等による高齢者虐待」・・・次のいずれかに該当する行為（高齢者虐待防止法第2条第4項及び第5項）
  - ア 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - イ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるア、ウ又はエに挙げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
  - ウ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - エ 高齢者にわいせつな行為をすること又はさせること。
  - オ 養護者又は高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 「65歳未満の者への虐待」・・・65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用される。（高齢者虐待防止法第2条第6項）

### ■ 高齢者虐待対応が必要な範囲について

対象	主な対応
障害者への虐待	<p>（65歳以上の場合） 高齢者虐待防止法の対象となる。</p> <p>（65歳未満の場合） 本市では障害者虐待防止法の対象となるため、社会福祉課が対応する。介護保険第2号被保険者で介護保険サービスを利用している場合等、必要に応じて、情報提供、協力、連携する。</p>

医療関係における 高齢者への虐待	医療機関における高齢者の虐待については、医療法の規定に基づき、高齢者虐待防止法の対象外となる。
---------------------	---

■ 高齢者虐待の具体例

	虐待の種類	虐待の具体的事例
ア	身体的虐待	<p>養護者が、高齢者の身体に対し、行われる次の行為</p> <p>① 高齢者に対し、暴力的行為により、身体に痛みやあざ、外傷を与える行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ち、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わす。</li> <li>・刃物や器物で外傷を与える。</li> </ul> <p>② 高齢者に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に向けて物を壊す、投げつける。</li> <li>・高齢者に向けて刃物を近づける、振り回す。(※1)</li> </ul> <p>③ 高齢者の利益にならない強制により、痛みを与え、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。</li> <li>・移動時に無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる。</li> </ul> <p>④ 高齢者の行動を制限することや、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体を拘束し自分で動くことを制限する。(ベッドへの縛り付け、ベッドへの柵付け、自分で着脱できないつなぎ服・ボディスーツの着用、動きを抑制するための意図的な薬を過剰服用)</li> <li>・外から鍵をかけての閉じ込めや、中から鍵をかけての長時間家の外へ締め出す。</li> </ul>
イ	介護・世話の放棄・放任	<p>養護者が、高齢者の介護・世話を放棄・放任する次の行為</p> <p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させる行為 (例)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題のまま、皮膚や衣服、寝具が汚れている。</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続く、または脱水症状や栄養失調の状態にある。</li> <li>・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。</li> </ul> <p>② 高齢者が専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービス等を養護者が、周囲が納得できる理由なく制限し、使わせない、放置する行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・徘徊を繰り返す状態を放置する。</li> <li>・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。</li> <li>・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設から連れ帰る。</li> </ul> <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。</li> <li>・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを、放置する。</li> </ul>
ウ	心理的虐待	<p>高齢者に対し養護者が、脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等により、精神的苦痛を与える行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老化現象やそれに伴う言動の嘲笑や、それを人前で話し、高齢者に恥をかかせる。(排泄の失敗、食べこぼし等)</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。</li> <li>・侮蔑を込めて、子どものように扱う。</li> <li>・排泄交換や片づけをしやすという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行かせずおむつを当てる、食事を全介助する。</li> <li>・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。</li> <li>・家族や親族、友人等との団らんから排除する。</li> </ul>
エ	性的虐待	<p>高齢者への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為 (例)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。</li> <li>・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で下半身を裸にする。下着のままで放置する。</li> <li>・人前で排泄行為をさせる。おむつ交換をする。</li> <li>・性器を写真に撮る。スケッチをする。</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する。</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる。</li> <li>・自慰行為を見せる。</li> </ul>
オ	経済的虐待 (※3)	<p>高齢者の合意なく(※2)、又は、判断能力の減退に乘じ、養護者が、高齢者の金銭や財産を本人以外のために消費する行為</p> <p>また、高齢者の生活に必要な金銭の使用や高齢者の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない。使わせない。</li> <li>・高齢者の自宅等を無断で売却する。</li> <li>・年金や預貯金を自分の借金返済のため無断で使用する。</li> <li>・入院や受診、介護保険サービスに必要な費用を滞納する。</li> <li>・世帯の生活が苦しいため、他の家族の使用を優先し、高齢者に必要な使用をさせない。</li> <li>・高齢者が、施設入所中にもかかわらず、高齢者の同意なく自宅の改造費に預金を使う。</li> </ul>

(※1) 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)。

上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができる。

(※2) 本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や用途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者または親族との関係性・従属性や従来世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等があるので、慎重な判断が必要となる。

(※3) 経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応する。

参考：公益社団法人 日本社会福祉士会「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き2011 (P5 - P6)」

## I 初動期段階

虐待対応の初動期段階では、高齢者の生命や身体の安全確保が目的となる。

初動期段階とは、高齢者虐待を疑わせる相談・通報・届出を受け付けた後、コアメンバー会議で虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応の評価を行う。

### 1 相談・通報・届出の受付、受付記録作成

#### (1) 高齢者、養護者、虐待発見者、発見機関等から相談・通報・届出

##### ア 使用する帳票

(ア) ①票 高齢者虐待対応通報・届出受理書

(イ) ②票 事実確認項目チェックシート

##### イ 守秘義務の取扱い

情報提供者保護を目的に、市、地域包括支援センターには守秘義務があることを伝える。

##### ウ 帳票の記載事項

(ア) ①票 可能な限り聞きとりを行う。

(イ) ②票 受付終了後に記入も可能とし、「通」（通報）のチェック項目を記入する。

##### エ 情報源の取扱い

情報提供者と高齢者との関係、自身の目撃情報、推測による情報等を明確にする。

##### オ 具体的な記載

曖昧な表現は避け、出来るだけ数値化するとともに、「いつも、とても、何 度も」は、「何回、何時」等、可能な範囲で客観的な表現に置き換える。

##### カ 相談・通報等の受理時に確認すべき事項

(ア) 虐待の状況

(イ) 高齢者本人、虐待者と家族の状況

(ウ) 通報者の情報（援助方針の連絡や継続的な見守り支援を依頼するための情報）

(エ) 介護保険関係機関からの情報（基本情報、ケアプラン等）

#### (2) 初回相談内容の共有と事実確認を行うための協議

##### ア 使用する帳票

(ア) ①票 高齢者虐待対応通報・届出受理書

(イ) ②票 事実確認項目チェックシート

(ウ) ③票 情報整理シート

## イ 協議

- (ア) 協議参加者  
高齢介護課長及び地域包括支援センター担当職員
- (イ) 協議に係る留意事項
  - a 最終的な判断は高齢介護課長が行う。（不在時は課長補佐）
  - b 主担当、副担当を設定し、業務内容は次のとおりとする。  
主担当：帳票作成の準備  
副担当：コアメンバー会議の日程調整
  - c 必要な情報収集及び事実確認を目的とした訪問方法等を検討する。  
①～③票の項目  
コアメンバー会議までの情報収集計画
  - d 48時間を目安にできるだけ早く事実確認を行う。

## 2 事実確認・訪問調査

### (1) 庁内関係課からの情報収集

高齢介護課長から各担当課長へ情報提供を依頼する。

### (2) 虐待事実及び安全の確認に係る人員体制

ア 2人体制で訪問する。

イ 高齢者が、介護保険サービスを利用している場合、介護支援専門員等の同行や事業所へ情報提供の依頼を想定する。

### (3) 事実確認におけるポイント

ア 事実確認段階での目的

訪問者は、虐待事実の確認、安全確認の実施が目的のため、事実確認の段階では支援方針は決めない。

イ 訪問前における留意事項

客観的な事実確認のため、次の情報を収集する。

- (ア) 高齢者の介護保険の認定の有無
- (イ) 介護保険サービスの利用状況等
- (ウ) 介護保険事業者（担当介護支援専門員、サービス提供事業者）からの情報
- (エ) 生活保護担当者等からの情報
- (オ) 地域包括支援センター内の資料
- (カ) その他、関係機関からの客観的な事実

ウ 訪問時の客観的な事実収集での留意事項

生活状況等の確認は、次の事項に留意する。

(ア) 高齢者と直接会って話す。

できる限り養護者が同席しない場での自然な形で情報収集する。

- (イ) 無理はしない。  
最終的には養護者の状況が確認できればよい。

### 3 コアメンバー会議（初回）

#### (1) 会議の目的

初回コアメンバー会議は、事実確認後、速やかに開催し、虐待の有無と緊急性の判断を行う。迅速かつ適切に権限の行使を含めた判断、対応方針を決定する。事実確認が不十分であった場合、虐待の有無が判断できるよう、期限を区切って事実確認を継続するための対応方針を決定する。（IV 権限の行使 参照）

#### (2) 会議の構成

##### ア 会議参加者

高齢介護課長及び地域包括支援センター担当職員

##### イ 会議に係る留意事項

- (ア) 最終的な判断は高齢介護課長が行う。（不在時は課長補佐）
- (イ) 主担当、副担当を設定し、業務内容は次のとおりとする。  
主担当：帳票（①～③票）の作成及びケース概要の説明  
会議終了後⑥票（支援方法）の作成  
副担当：④票を使用し、会議の進行、記録  
会議終了後、④票作成
- (ウ) 使用する帳票は①～⑥票とする。

#### (3) コアメンバー会議の進行に係る留意事項

- ア 情報の共有は①～③票を使用する。
- イ 協議の進行は④票を活用する。
- ウ 深刻度のフロー図を参照し、虐待の有無と緊急性を判断する。
- エ 会議では、次の権限の行使について検討する。
  - (ア) 立入調査
  - (イ) やむを得ない事由による措置
  - (ウ) 面会制限
  - (エ) 成年後見制度の市長申立て
- オ 要否の判断は高齢介護課長が出席するコアメンバー会議で判断する。
- カ ②票の「確認項目」の列の太字で下線の項目が確認された場合は「緊急保護の検討」が必要であることに留意する。

### 4 コアメンバー会議（評価）

#### (1) 会議の目的

初回コアメンバー会議にて作成した対応方針に則し、高齢者の生命や身体  
の安全が確保されたかを判断する。また実施状況、適切な対応が為されたか

の評価を行い、「アセスメントや方針（計画）の見直し」「虐待対応の継続、  
終結」を決定する。

## （２） 会議の構成

### ア 会議参加者

高齢介護課長及び地域包括支援センター担当職員

### イ 会議に係る留意事項

- （ア） 最終的な判断は高齢介護課長が行う。（不在時は課長補佐）
- （イ） 主担当、副担当を設定し、業務内容は次のとおりとする。  
主担当：帳票（③票及び⑥票）の作成及びケース概要の説明  
副担当：④票を使用し、会議の進行、記録  
会議終了後、④票作成
- （ウ） 使用する帳票は①～⑥票とする。

## （３） 協議内容

担当者が行ったコアメンバー会議（新規）後の対応状況の確認及び評価を  
する。

### ア 高齢者に係る情報の留意事項

#### （ア） 安全の確保

高齢者の生命や身体の安全が確保されているか。

#### （イ） 対応状況

対応方針に基づく対応を受け入れているか、介入拒否などにより、  
対応が実施できない状況にないか。

### イ 養護者に係る情報の留意事項

#### （ア） 虐待行為の状況

高齢者に対する虐待行為が継続する状況にないか。

#### （イ） 状況の変化

対応を行った結果、または別の要因が発生し、養護者の意向や生活  
状況が悪化（変化）していないか。

### ウ 担当者の対応状況

次の事項について協議を行う。

- （ア） 対応の継続、又は終結についての検討
- （イ） 初動期段階の対応の振り返り

## Ⅱ 対応段階

対応段階では、主に虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備を目指し、必要な対応を行う。初動期対応によって、高齢者の安全は一定程度確保されていることが前提だが、場合によっては不安定な要素が残ることも想定され、対応段階においても常に、高齢者の安全確保には目配りをしておく必要がある。

### 1 高齢者虐待対応処遇検討会議（個別ケース会議）

#### (1) 会議の目的

高齢者虐待対応協力者（(2)アに掲げるもの）と、主に虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備を目指し、必要な対応について評価日を遵守し、繰り返し協議を行う。

#### (2) 会議の構成

##### ア 会議参加者

地域包括支援センター担当職員及び次に掲げる職員

- (ア) 高齢者の課題に対応している機関の職員
- (イ) 養護者支援を行っている機関の職員
- (ウ) 家族への支援を行っている機関の職員
- (エ) 留意事項：高齢者と養護者の支援は分担して対応

##### イ 会議に係る留意事項

- (ア) 会議終了後、速やかに高齢介護課長に会議の内容を報告する。
- (イ) 主担当、副担当を設定し、業務内容は次のとおりとする。  
主担当：帳票（③票、⑤票及び⑥票）の作成及びケース概要の説明  
（事前に高齢者虐待対応処遇検討会議起案）  
副担当：参加者への日程調整、会議の進行及び記録（⑤票の作成）
- (ウ) 使用する帳票は③票（必要に応じて）、⑤票及び⑥票とする。

#### (3) 協議内容

会議では、これまでの支援方法、評価等に係る次の事項について協議する。

##### ア 対応の実施状況

設定した目標に対し、誰が、どのように取り組んだか及び確認した事実と日付

- イ 目標及び対応方法の変更の必要性の有無
- ウ 虐待の状況と高齢者や養護者の意向や状況
- エ 対応の終結、対応の継続、アセスメント及び方針の見直しについての検討（措置の廃止、面会制限の解除の検討を含む。）

### Ⅲ 終結段階

虐待対応が終結しないということは、高齢者への権利侵害が継続していることを意味することから、虐待対応は必ず終結させる必要がある。高齢者が尊厳ある暮らしを取り戻すために、常に終結を意識して対応する。ただし、あくまでも「虐待対応としての終結」であって、支援の終結ではないことに留意する。

#### 1 コアメンバー会議（終結）

##### (1) 会議の目的

明確化された虐待の発生要因が解消し、「虐待（高齢者の生命・身体・財産が危険な状態にあること）の解消」、「高齢者が希望する安心した生活を送るために必要な環境が整ったこと」を確認し、終結を判断する。

##### (2) 会議の構成

###### ア 会議参加者

高齢介護課長及び地域包括支援センター担当職員

###### イ 会議に係る留意事項

(ア) 最終的な判断は高齢介護課長が行う（不在時は課長補佐）

(イ) 主担当、副担当を設定し、業務内容は次のとおりとする。

主担当：帳票（⑥票）の作成及びケース概要の説明

副担当：参加者への日程調整、会議の進行及び記録（⑦票の作成）

(ウ) 使用する帳票は③票（必要に応じて）、⑤票及び⑥票とする。

##### (3) コアメンバー会議の議事及び内容

会議では、次の内容について検討する。

###### ア 終結の判断

###### イ 今後の対応を継続する必要性

介護予防ケアマネジメント支援、権利擁護対応（虐待対応を除く。）、包括的・継続的ケアマネジメント支援への切替

##### (4) 会議終了後に係る留意事項

虐待対応としては、終結したが、何らかの対応を継続するべき場合、次の担当者に引継ぎを行う。

## IV 権限の行使

高齢者虐待防止法では市町村に、「立ち入り調査及び警察署長への援助要請」、「やむを得ない事由による措置、そのための居室確保」、「面会制限」、「成年後見制度の首長申立」の権限が与えられている。本市では地域包括支援センターが必要に応じて、コアメンバー会議で検討し、市長が職権により決定する。

### 1 立入調査

虐待を受けている、若しくはその疑いのある高齢者の安否確認ができず、様々な支援・関わりを試みても、高齢者あるいは養護者等による介入拒否が解消されず、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、必要に応じて住居等に立ち入り、適切な時期で立入調査を行う。

#### (1) 対応の流れ

##### ア 要否の判断

様々な努力をしても、安全確認ができなかったことをコアメンバー会議にて確認し、立入調査の要否を検討し、福祉保健部長が決定する。必要に応じて適切に、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に援助を求める。

##### イ 高齢者や養護者の状態

高齢者や養護者の状態が、以下の表に示すような場合には、高齢者の生命、又は身体に重大な危険が生じている、又はそのおそれがあると判断される。

特に、②票 事実確認項目チェックシート「確認項目」の列の太字で下線の項目（例「外傷等」）が確認された場合は、「緊急保護の検討」が必要であることを留意する。

判断の対象の具体的な例	
高齢者の状態	暴力による骨折・外傷歴、著しい外傷、脱水状態、栄養不良、衰弱、戸外放置、自殺の可能性、保護救済を強く求めている、高齢者の姿が長期にわたり確認できない、うめき声、鳴き声が聞こえる等
養護者の状態	訪問に応じない、粗暴な言動、興奮すると見境がなくなる等

##### ウ 立入調査の事前準備

- (ア) 実施のタイミングの確定
- (イ) 予測される事態に向けシミュレーション
- (ウ) 同行者と役割分担の確認
- (エ) 確認事項の整理
- (オ) 緊急保護に備え保護先の確保
- (カ) 立ち入り調査身分証（その他の様式参照）

(キ) 警察署長へ援助要請（その他の様式参照）

エ 立入調査の実施

立入調査を行う職員は、身分証明書（立ち入り調査証）を携帯し、複数人で執行する。

高齢者の生命や身体の安全確保を第一に行い、事前の確認事項に基づき高齢者の身体状況や、室内の確認を行い、保護の必要性を判断する。

なお、立ち入り調査には制約があり、養護者が拒否し、ドアを開けない場合に鍵やドアを壊して立ち入るような強制力までは認められない点を留意する必要がある。

オ 立入調査記録の作成

コアメンバー会議を開催し、虐待の有無や緊急性、今後の支援方針について協議する。

## (2) 根拠法

### ■ 立入調査（高齢者虐待防止法第11条第1項）

- 1 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### ■ 警察署長に対する援助要請等（高齢者虐待防止法第12条）

- 1 市町村長は、前条第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

### ■ 立入調査を拒否の罰則規定（高齢者虐待防止法第30条）

正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万以下の罰金に処する。

### (3) その他の留意事項

判断に迷う時は、法的機関（広島県弁護士会等）や広島県社会福祉士会などに相談し、助言を求める。

## 2 やむを得ない事由による措置

やむを得ない事由による措置とは、虐待等の事由により介護保険サービスを受けられない高齢者に対し、老人福祉法の規程に基づき、市長が職権により介護保険サービスを受けられるようにするものであり、地域包括支援センターが対応する。

また、やむを得ない事由による措置は要介護認定を受けていることが前提となるが、虐待など緊急時で、要介護認定前であっても措置の実施が可能とする。

### (1) 対応の流れ

#### ア 要否の判断

コアメンバー会議にて次の（ア）（イ）を確認し、やむを得ない事由による措置の要否、サービスを決定する。

#### (ア) 積極的な権限の行使が求められる状況

- a 生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある場合
- b 高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用できない場合
- c 経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
- d 高齢者が自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）
- e 面会制限の適用が必要な場合

#### (イ) 「やむを得ない事由による措置」で利用できるサービス

介護保険に位置付けられるサービスのうち、次のとおりとする。

- a 訪問介護
- b 通所介護（デイサービス）
- c 短期入所生活介護（ショートステイ）
- d 小規模多機能居宅介護
- e 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- f 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- g 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### イ (イ) のサービス利用の要否判定

サービス利用の要否判定は、福祉保健部長、高齢介護課長、地域包括支援センター長及び高齢者虐待対応者等で随時行う。

#### (ア) 対象者について

- a 介護状態に該当すること
- b 入所措置においては、健康状態が入院を要せず感染症がないこと（特別養護老人ホームの入所要件）を充たし、かつ、やむを得ない事由として①高齢者本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、②認知症その他の理由により意識能力が乏しく、かつ、高齢者本人を代理する家族

等がない場合、のいずれかに該当すること

- c ただし、この他に保護・救済すべき場合であれば柔軟に対応する。
- d 特別養護老人ホームの入所要件に該当する居住地を有しない住所不定者については、保険者が不明であり、介護保険の活用ができないため、「やむを得ない事由」に該当するものとして、措置により特別養護老人ホームへ入所することとなる。この場合の措置権者は、「現在地の市町村」となる。住所設定後、措置から契約に切り替えることとなる。利用者負担分の支払い能力がない場合は、生活保護の介護扶助を受けることとなる。

#### ウ 措置利用の留意事項

##### (ア) 1施設内での措置可能人数

特別養護老人ホームの入所定員の5/100を限度とし、小数点以下は切り捨てる。(ただし、1施設の措置可能上限は2名。)

##### (イ) 費用負担について

やむを得ない事由による措置の費用負担については、養護老人ホームの措置の手続きと異なり、要介護度に応じた介護報酬額が費用となる。

その経費の9割分については、介護保険と同様に、国保連合会からサービス事業者に介護給付される。また、居住費と食費については、利用者の所得に応じて費用負担が生じる。

契約に移行・措置の廃止後、措置費の求償を求める。

状況		費用負担
要介護認定が間に合わず介護保険を利用できない場合		介護保険に移行するまでの間は、市が全額負担
介護保険を利用した場合		介護保険9割+市1割(ただし、利用者の負担能力に応じて徴収)
生活保護世帯の場合	介護保険利用	介護保険9割+市1割(介護扶助)
	介護保険外	市全額負担

※ ただし、その他のサービスの措置利用においても準用することとする。

#### エ 措置後の支援における留意事項

措置による保護は、虐待対応が終結するわけではなく、あくまでも高齢者の生命または財産を確保するための一時的なものであり、高齢者や養護者が安心してその人らしく生活を送ることができることを最終的な目標とし、次のことに留意するものとする。

##### (ア) 高齢者の支援

- a 虐待からの恐怖心や不安に対する精神的支援
- b 年金搾取などの経済的虐待における口座変更等の支援や成年後見制度の市長申立て支援
- c 養護者の強引な連れ戻しが懸念される場合の面会制限等
- d 関係機関との連携

(イ) 家庭に残された養護者・家族等への支援

次のことに留意するものとする

- a 分離した高齢者の支えがないことで日常生活に支障をきたす場合の精神的支援
- b 高齢者の年金で生活していた場合、生活費や医療費に困窮する場合の支援
- c 関係機関との連携

オ 措置解除の判断

やむを得ない事由が解消した時点で、措置は解除しなければならない。

措置入所の解除の判断は、関係者を含む会議や面会状況などの情報を基にコアメンバー会議で検討し、福祉保健部長が決定する。

(ア) 家庭に戻る場合

養護者の意識や生活状況が改善し、再び養護者と暮らすこととなっても、虐待が行われな可能性が高いと判断される場合。ただし、家庭に戻った場合の一定期間は関係機関による見守りや介護サービスの提供等、支援が必要となる。

(イ) 介護サービスの申請や契約により、契約入所になる場合

養護者などからの虐待が改善され場合、要介護認定の申請や介護サービスの利用が可能になった場合、成年後見制度の利用により高齢者を支援する後見人等が就任した場合等。

※面会制限中の場合は、契約に切り替え、面会制限解除にならないように留意が必要

## (2) 根拠法

■ 老人ホームへの入所等（老人福祉法第11条第1項第2号）

65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

■ 福祉の措置の実施者（老人福祉法第5条の4）

65歳以上の者（65歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その65歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同条第1項第1号若しくは第2号の規定により入所している65歳以上の者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第2項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している65歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であると

きは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

### 3 面会制限

この措置は、市町村としては、虐待からの保護という措置（行政処分）の付随的な処分として、また施設管理者は、施設において高齢者を安全に保護するため、施設管理権の一環として認められる。

#### (1) 対応の流れ

##### ア 要否の判断

面会制限や高齢者の保護先を秘匿するかどうかの決定は、市長の判断と責任で行う。高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や弊害も考慮し、高齢者の生命や身体の安全確保のために必要か、総合的に検討する。

本市では、面会の制限についてアセスメントの段階で主介護者を確認し、制限が必要な家族の有無などを判定会で決定する。また、面会の制限が決定した場合は、文書で高齢者・養護者に通知する。

面会制限や保護先の秘匿を判断した場合、制限する期間や見直す時期についても定めておく。

##### イ 面会制限の実施

高齢者虐待防止法に基づく面会制限は、契約による入所ではなく、やむを得ない事由による措置の場合にのみ適用される。養護者からの接触など、事前に対応方法について施設と綿密に検討し取り決めておく。

##### ウ 面会制限の解除

面会制限の解除が可能かどうかの判断は、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる危険性や、弊害も考慮し評価する。

##### (ア) 高齢者

高齢者に養護者との面会の意思があるか、高齢者の心身の状態は、客観的にみて安定していること。

##### (イ) 養護者

養護者の態度や生活が改善できたと判断できる根拠があること。

##### (ウ) 契約入所や入院の場合の面会制限

契約による入所・入院の場合は、高齢者虐待防止法では面会制限の対象から外れるが、措置ではなく契約で入所している場合であっても、入所している高齢者の安全確保・保護の観点から、施設の判断で面会制限すべき場合がありうる。その場合は、施設の管理運営権限に基づき、施設全体の平穏・秩序を確保するという視点も加味して、施設長の権限で面会制限をすることができるものと考えられる。入所・入院どちらに関しても、面会

制限をする必要がある場合には事情を説明し、面会制限をしてもらえるよう依頼する。

## (2) 根拠法

### ■ 面会の制限（高齢者虐待防止法第13条）

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる

### ■ 不利益処分（行政手続法第12条、第13条、第14条）

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続きを執らなければならない。

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りではない。

### ■ 取消訴訟等の提起に関する事項の教示（行政事件訴訟法第四十六条）

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りではない。

一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りでない。

一 当該訴訟の被告とすべき者

二 当該訴訟の出訴期間

## 4 成年後見制度の市長申立て

### (1) 成年後見制度とは

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない本人に代わり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の財産管理や福祉サービスの利用契約締結などの身上監護を行い、保護・支援する。

地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待における本制度の利用について、高齢者又は家族への支援を行うとともに、必要な場合には市長が成年後見等審判開始の申立ての手続きを行う。

成年後見制度には次のような種類がある。

#### ア 法定後見

※監督人を選任することがある。

区分	本人の判断能力	援助者
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	成年後見人
保佐	判断能力が著しく不十分	保佐人
補助	判断能力が不十分	補助人

#### イ 任意後見

判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ締結した任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じる。

### (2) 成年後見人等（援助者）とは

成年後見人等は、親族の他、弁護士、社会福祉士、司法書士、行政書士等から選任され、必要に応じて複数の人や法人が選任されることもある。

### (3) 成年後見人等に与えられる法的な権限

#### ア 同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限であり、次のような例がある。

(例) 本人が成年後見人の同意なしに行った住宅のリフォーム契約を取り消す。

#### イ 代理権

後見人等が、本人に代わって法律行為を行う権限であり、次のような例がある。

(例) 本人の代理人として成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。

### (4) 市長申立て

親族から虐待を受けている、親族と連絡がつかない、親族調査の結果、二親等内親族がいないことが確認されたなど、親族による申立てが望めないような場合は、市長が後見（保佐、補助）開始の審判申立てを行う。（老人福祉法第32条）

**(5) 成年後見制度利用支援事業について**

低所得高齢者の成年後見制度の市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬について助成する。

**(6) 家庭裁判所との連携**

市長申立ての決定後、必要に応じ、管轄する家庭裁判所に手続きの相談をする。また、すでに後見人等が選任されていても問題のあるケース（市長申立てに限らず）があれば、すぐに家庭裁判所に情報提供する。

## V 虐待対応カンファレンス

### 1 虐待対応カンファレンス

#### (1) 会議の目的

個別の虐待対応の評価を行い、地域包括支援センターの支援体制の整備を行うことを目的とする。

### 2 会議の構成

#### (1) 会議参加者

地域包括支援センター担当職員等

#### (2) 開催頻度

月1回

### 3 協議内容

虐待対応状況の報告及び共有  
その他

## I 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者（以下「養介護施設従事者等」という。）による高齢者虐待の防止について規定している。養介護施設従事者等による虐待とは、養介護施設または養介護事業に従事している者から受ける虐待のことを言う。

「介護する」、「介護される」という関係には、常に養介護施設従事者と高齢者の間に力関係を生じさせる危険がある。そのため、不適切な関わりが日常化する土壌があり、日常化した場合には、高齢者虐待の認識そのものが希薄になってしまうおそれがある。

養介護施設従事者等による虐待は、人間関係のストレス、虐待行為に追い込まれるような労働環境などが、要因の1つとして考えられる。しかし、どんな事情であっても、高齢者に様々な苦痛を与えることは、意図のあるなしやその回数に関わらず、「虐待」であると捉える必要がある。高齢者の権利への侵害は、その職業倫理に照らしても許されるものではない。

### ■養介護施設従事者等の範囲

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul>

## Ⅱ 養介護施設で高齢者虐待を発見した場合の対応

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者（以下「養介護施設設置者等」という。）は、養介護施設従事者等への研修や、利用者やその家族からの苦情処理体制の整備、その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止等のための措置を講じなければならない。

### 1 養介護施設従事者等への研修

養介護施設設置者等は、高齢者虐待防止等に係る施設従事者等の資質向上を図るとともに、施設及び事業所内で問題となっている事項の解決を図るため、研修機関や施設内で実施する研修に対する養介護施設従事者等の参加機会を計画的に確保しなければならない。

### 2 苦情処理体制の整備

施設やサービスを利用する高齢者やその家族からの苦情や相談があったときのために、苦情解決の仕組みが円滑に機能し、利用者の立場に配慮した対応が行われるよう、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成12年6月7日、障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号）」を参考に、施設及び事業所内での苦情処理体制を整備し、利用者及び養介護施設従事者等に周知、徹底する必要がある。

#### ■ 高齢者虐待の防止等のための措置（高齢者虐待防止法第20条）

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

### 3 その他の高齢者虐待防止等のための措置

#### (1) 職場環境づくり

問題等があっても容易に発言できない雰囲気になっていたり、発言しても黙殺されてしまったりすることがあつては、民主的な職場とはいえない。職場内での民主的な組織づくりがおろそかになると、そのことが直接的、間接的に利用者との関係に反映されることになる。養介護施設設置者等は、各種会議（現場責任者会、業務検討会等）を通じて、話し合いによる問題解決のルールづくりを行い、現場の意見を吸い上げる努力が必要である。

さらに、養介護施設従事者等のやる気を育てるために、従事者等による自主的な目標設定・自主点検が行える体制づくりを推進していく必要がある。

また、施設内はもとより他施設等の虐待事例を集め、要因分析や対応方法の検討を行い、養介護施設従事者等による虐待を防止していくために有効と思われる方法を実施していく。

## (2) 身体拘束の原則禁止

平成12年に導入された介護保険制度に伴い、介護保険施設等では身体拘束が生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き禁止されている。一般的に身体拘束は身体的虐待であり、人権擁護の観点から問題があるだけではなく、高齢者の生活の質を損なうおそれがある。身体拘束によって、高齢者の身体機能が低下し、寝たきりにつながるおそれがあるだけでなく、死期を早める可能性もある。

介護保険施設等の運営基準において、「当該入所者（利用者）、他の入所者（利用者）の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない」旨が定められており、サービスの提供に当たっては、まず身体拘束をしないことを基本に考える必要がある。

身体拘束を「事故防止対策」として安易に正当化することなく、高齢者の立場に立って、その人権を保障しつつ、介護を行うという基本姿勢が求められている。

### ■禁止の対象となる身体拘束の具体例

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」から)

### (3) 緊急やむを得ない場合の対応

緊急やむを得ない場合の対応とは、一時的に発生する突発事態のみに限定されている。安易に「緊急やむを得ない」として身体拘束を行うことのないよう、次の3つの要件をすべて満たしているか、施設内のケース検討会等で確認し、手続きに沿って慎重な判断が必要である。

要件		留意点
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。	身体拘束を行うことによる日常生活等の悪影響を勘案し、本当に身体拘束を行うことが必要な程度に、「生命または身体が危険にさらされる可能性が高いのか」を、確認する必要がある。
非代替性	身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する介護法がないこと。	身体拘束を行わずに介護することが可能な全ての可能性を検討し、他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。
一時性	身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。	本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間で対応する必要がある。

#### ア 本人及び家族への説明

利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。その際には、施設長や現場の責任者から説明を行うなど、説明手続きや説明者については、事前にルール化しておく必要がある。仮に、事前に身体拘束について家族の理解を得ている場合でも、安易に身体拘束を行うことが許されているわけではない。実際に身体拘束を行う時点、または、事後に必ず個別に説明を行う。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、できる限り事前に本人（本人が判断できる状態にないと考えられる場合は家族等）の理解を得ておくべきである。また要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除する必要がある。

職員は、身体拘束を早く解除できるよう、利用者本人の心身の状況等を観察・検討し、対応することが重要である。

#### イ 記録の義務

身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、拘束の時間、時間帯、期間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録しなければならない。また、日々の心身の状況等の観察から、身体拘束の必要性や方法に係る再検討を行い、逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、従事者や家族等が、常に最新の情報を共有できるようにする。

### Ⅲ 養介護施設で高齢者虐待を発見した場合の対応

#### 1 発見・通報

養介護施設で働く職員等が、施設内で虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市へ通報しなければならない。また、養介護施設従事者に限らず、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合も同様に、速やかに市へ通報しなければならない。

なお、虐待を受けた高齢者は、市に届け出ることができると規定されている。しかし、入所者本人が自ら「虐待を受けた」と訴えることは、現実には難しいと思われる。やはり、養介護施設で働く職員や面会者等が虐待についてのサインを見逃さず、高齢者の人権に対する認識を持って見守る姿勢が大切である。

#### ■通報義務（高齢者虐待防止法第21条第1～4項）

- 1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

#### 2 通報者の保護

虐待の通報を妨げないために、高齢者虐待防止法では、通報の義務が規定されるとともに、養介護施設管理者には、従事者等が通報をしたこと（虚偽及び過失を除く。）を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないと規定されている。

同様に、公益通報者保護法でも、通報者に対する保護規定が定められている。こうしたことを養介護施設で働く職員等に、養介護施設管理者は周知し、よく理解してもらうよう働きかけることが重要である。

個人情報取り扱いについては、在宅での対応と同様に、個人情報保護法に基づいて十分に配慮する必要がある。通報に関しては「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると

き」等は、合法であると判断される。

■通報者の保護（高齢者虐待防止法第21条第6・7項）

- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

### 3 事実確認

市は、高齢者虐待の発見者からの通報、被虐待者本人からの届け出があった場合は、その内容が、サービスに対する苦情であったり、虚偽であったり、また過失による事故の可能性もあることから、通報者から発見した状況について詳細な説明を受け、正確な事実確認を行う。

事実確認は、通報・届出受付票（養介護施設）を活用する。

虐待を受けたと思われる高齢者や養介護施設等に対する調査を終えたら、必ず調査報告書を作成し、福祉サービス利用の苦情処理として対応するのが適当か、養介護施設等での高齢者虐待として対応するのが適当か等の判断をする。その後、養介護施設等での高齢者虐待と判断した場合は、対応方針等を市や関係者で協議し、必要に応じて当該施設等に対し立入検査等を行うとともに、要介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）を使用し、広島県へ報告する。指導に従わない場合には、指定権者による老人福祉法及び介護保険法等に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使し、虐待を受けた高齢者の安全確認、安全確保を行う。

なお、高齢者虐待の状況は公表される。この公表制度は、高齢者虐待を行った養介護施設・養介護事業所名を公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではなく、高齢者虐待の防止に向けた取り組みに着実に反映していくことを目的としている。ただし、介護保険の場合は、介護保険法の関係法令等に基づき、事実確認及び指導、監査や行政処分が行使されるとともに、指定の取り消しが行われた場合には、その旨が公示される。

■通報を受けた場合の措置（高齢者虐待防止法第24条）

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適切な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

#### 4 モニタリング・評価

事実確認の結果から指導を行った後は、養介護施設等における改善取組の実施状況や効果について、当該施設等からの報告にとどまらず、改善への取組開始から一定期間後に当該施設等を訪問することにより、高齢者の生活状況や当該施設等に設置した虐待防止委員会等の改善取組状況を点検するなど、虐待の再発防止に向けた取組を、終結まで行う。

#### 5 終結の判断

虐待対応は、常に終結を意識して行う必要がある。虐待対応が終結していないことは、養介護施設従業者等による高齢者への権利侵害のおそれがある状態が継続していることを意味している。

そのため、養介護施設等における改善取組を促し、高齢者が安全で安心できる生活環境を整え、虐待対応を終結させることが重要である。

改善取組に関する各項目の目標が達成され、次の2つの要件を確認した時点で、虐待対応を終結する。

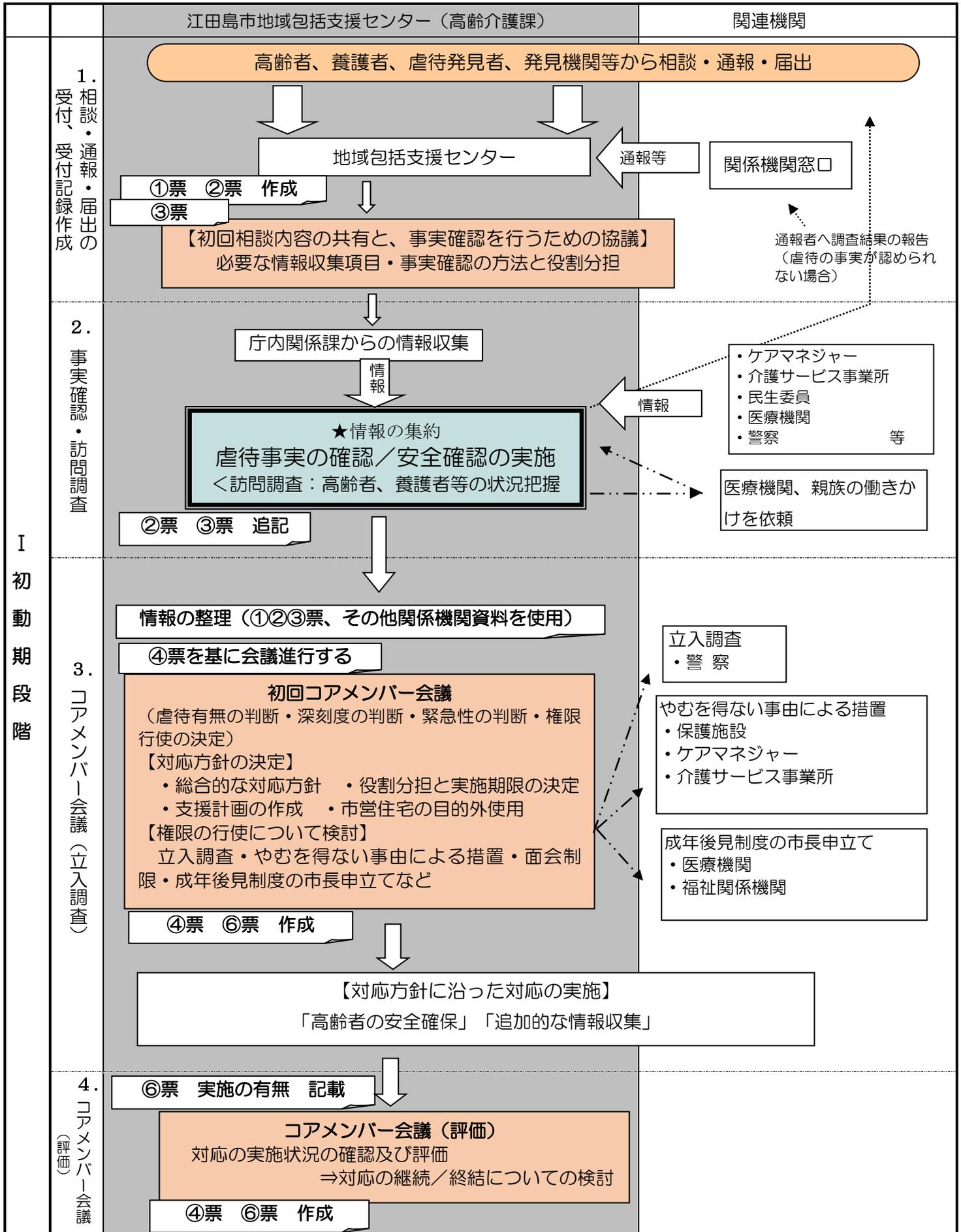
##### ■養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の終結要件

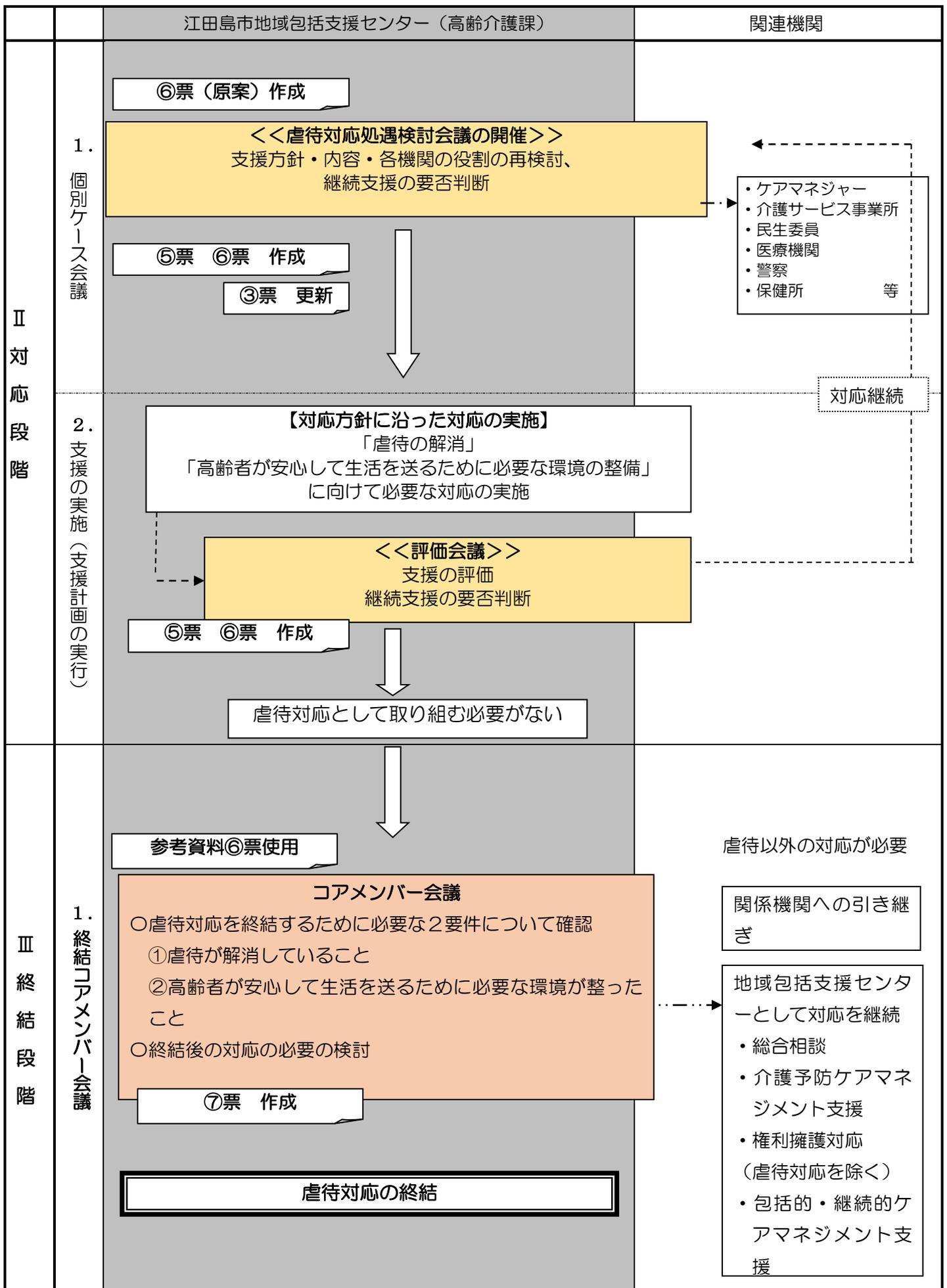
- ・虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用出来るようになったと確認できること。
- ・虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、継続的に虐待防止の取組が実施できる体制の整備ができたことを確認できること。

具体的には、次に示す状況が確認された場合に、虐待対応の終結と判断する。

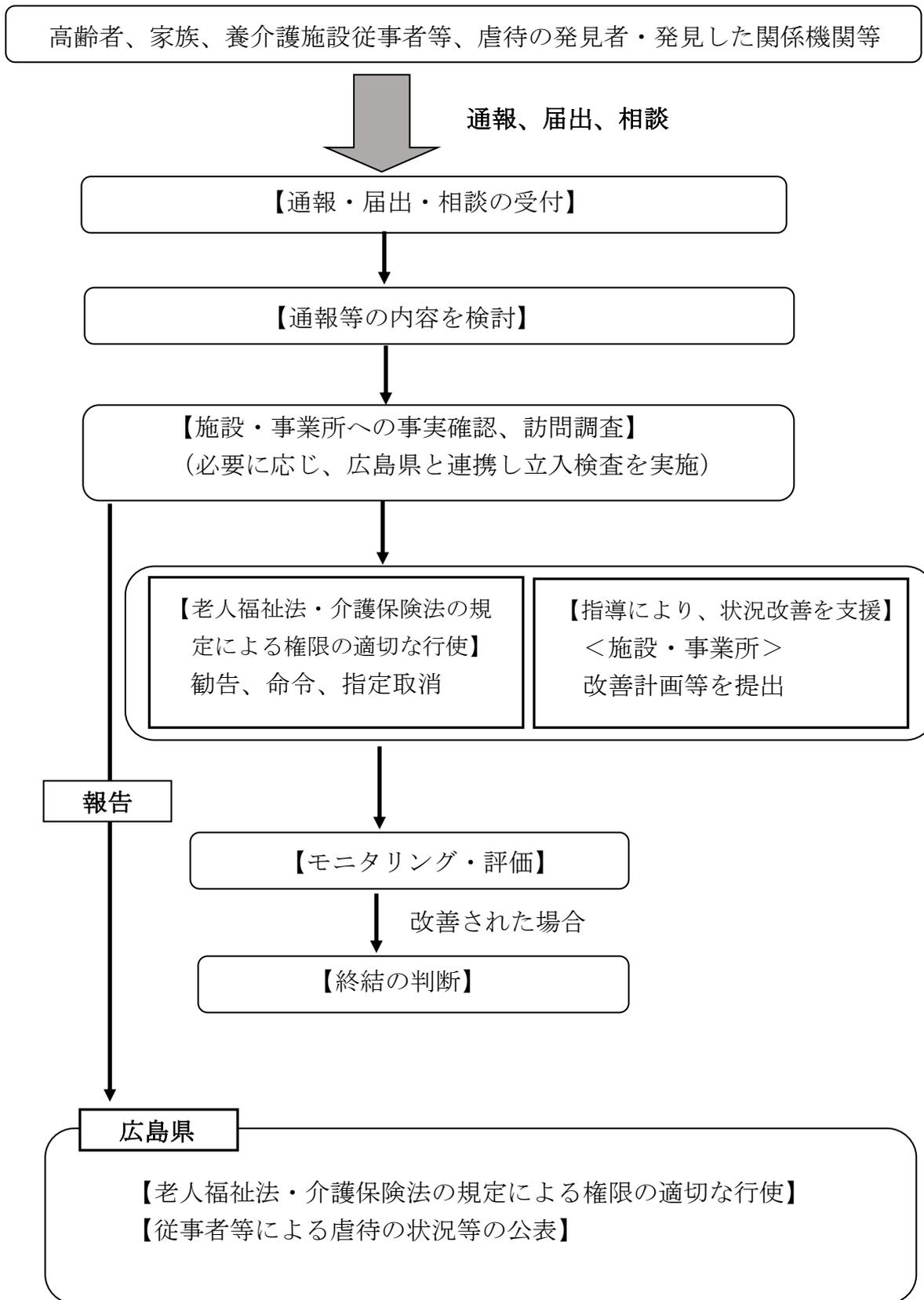
- ・事実確認において確認された虐待・虐待が疑われる事象などが解消されている。
- ・評価時点でその他の虐待・虐待が疑われる事象などが生じていない。
- ・個々の改善目標が計画どおり達成された。
- ・改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された（新たな取組みを含む）。
- ・虐待予防・防止のための取組みが継続して行われている。
- ・虐待が生じた場合の対応策が講じられている。

# 養護者による高齢者虐待への具体的な対応フロー

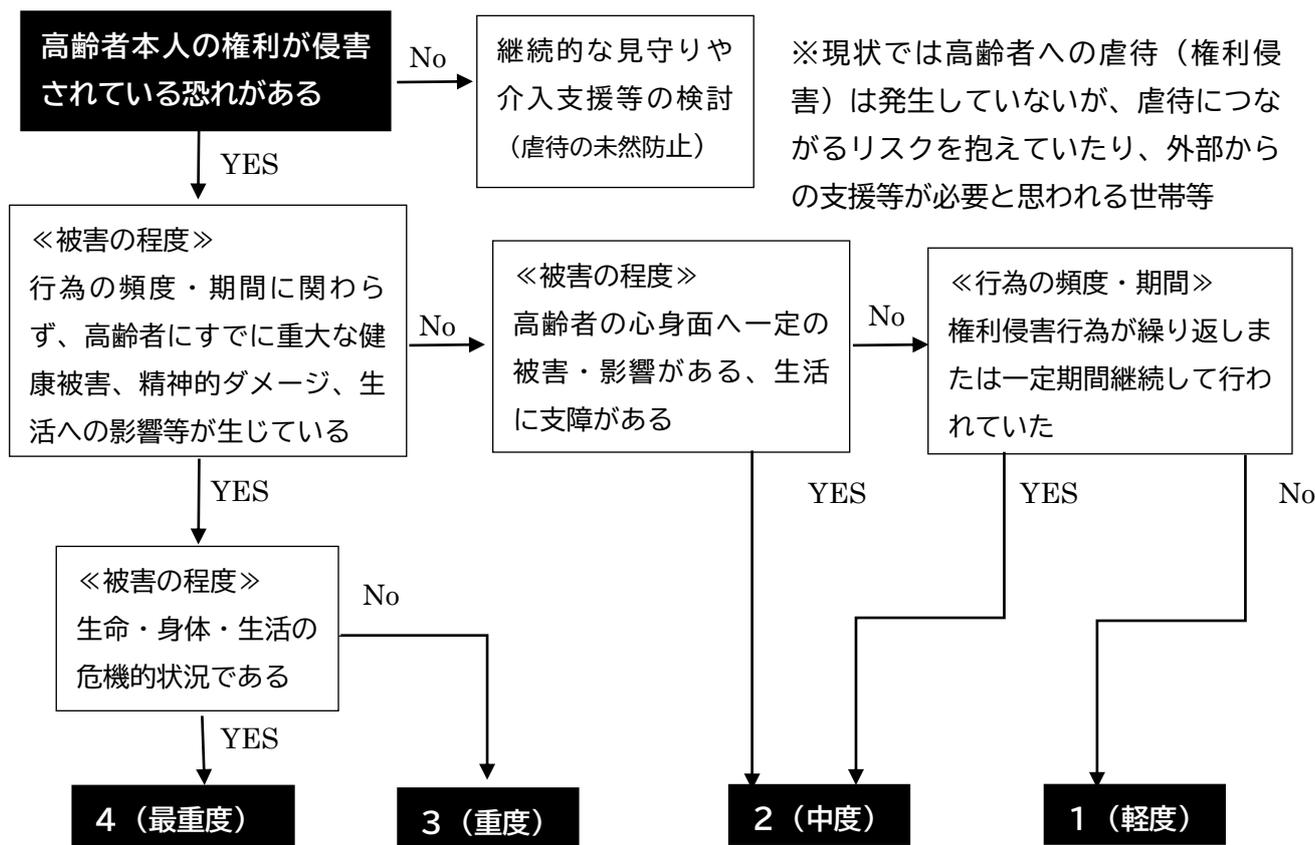




■養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応フローチャート

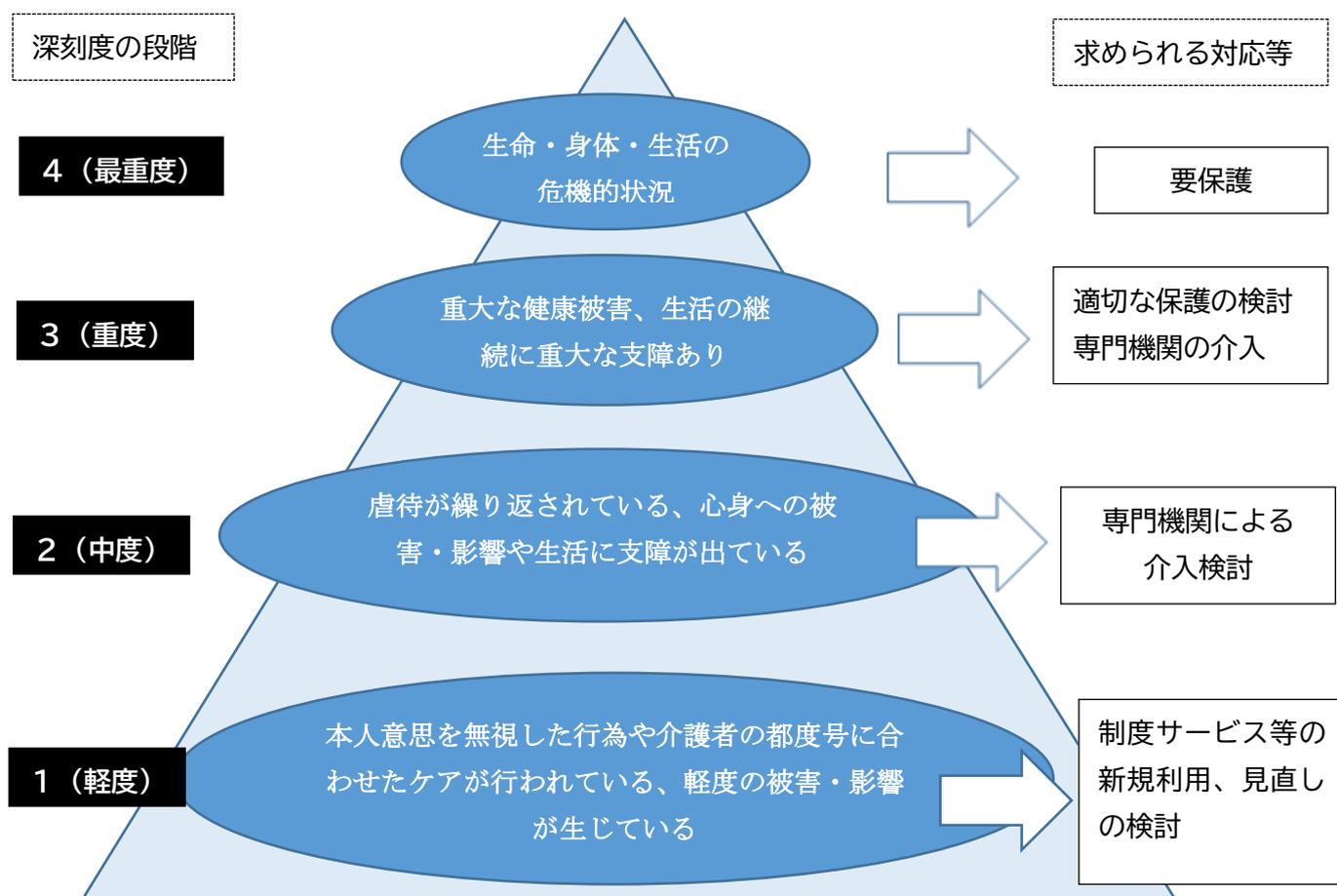


## 養護者による高齢者虐待における虐待の程度（深刻度）計測フロー



	4（最重度）	3（重度）	2（中度）	1（軽度）
区分の考え方	高齢者の生命が危機にさらされている、心身や生活が危機的状況にある	重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身に一定の被害・影響や、生活面で支障が生じている	高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている
身体	生命の危機、重大な後遺症が残るおそれのある行為（重度の火傷、骨折、頭部外傷、首絞め、揺さぶり、拘束、服薬等）	重大な健康被害（生命の危険はない程度の骨折、裂傷、火傷等）	打撲痕、擦過傷、皮下出血等が複数部位にある、繰り返し発生している、行動を制限する行為が繰り返し行われる	威嚇的な行為、乱暴な対応や扱い、強制的な行為がある、軽度の打撲痕や擦過傷、火傷等のけががある
放棄	重篤な健康問題が生じている（重度の低栄養や脱水、褥瘡、肺炎等）、戸外に放置等	健康問題が生じている（軽度の脱水、低栄養状態、褥瘡等）、緊急搬送を繰り返す、きわめて不衛生な状態等	食事、排泄、入浴など必要なケアが受けられない状況が一定期間継続、必要な医療・介護サービスの拒否・利用制限等	一時的に食事、排泄、入浴などのケアが不十分な状態、高齢者の状態にあったケアがなされていない
心理	著しい暴言や拒絶的な態度により、精神状態にゆがみが生じている、自傷行為、強い自殺念慮等がある、保護の訴え	生命や身体に危険を感じる威嚇や脅迫的行為（刃物等での脅し、自殺強要等）がある、高齢者本人から恐怖の訴え	暴言、威圧的態度、脅迫、無視、嫌がらせ等の行為が繰り返され、高齢者の自己効力感が低下している	高齢者の意思を無視した行為、侮辱、暴言がある
性的	望まない性行為、性感染症に至る等	アダルトビデオ視聴など、わいせつな行為を強要される、性的な写真や動画の撮影等	性的な言葉がけ、接触、態度、強制的行為などが繰り返されている	性的な言葉がけや態度、強制的な行為など、高齢者が恥ずかしさや苦痛、不快に感じる行為がある
経済	年金等の搾取等により収入減が途絶え、食事が摂れない、電気ガス水道が止められる、病院や入所施設等から退去させられる、財産の無断売却等	年金等の搾取等により、医療や介護サービス、家賃、光熱水費等の支払が滞ったり、必要なお金が使えなかったり、借金（負債）を背負われる等	生活費や年金等の搾取が繰り返されている、金の無心等	本人の了承なく、年金や預金、財産等を管理されている、生活費や年金・預金、財産等を使われる等

## 高齢者への影響度合いを基準とした深刻度区分



区分	高齢者の生命・身体・生活への影響度
4 (最重度)	虐待によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。
3 (重度)	虐待によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
2 (中度)	虐待が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。 医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
1 (軽度)	本人意思を無視した行為や介護者の都合に合わせたケアが行われている。制度やサービス等の導入・見直し等の検討が必要な状態。

①票

No.

\_\_\_\_\_

地域包括支援センター  
起案日  
決裁日

課長	課長補佐	係長・専門員
課員		

高齢者虐待対応通報・届出受理書

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第7条・9条による通報・届出を受理しました。

虐待通報受付	日時	年 月 日		時 分 (24時間表示)
	通報受理者			
通報手段	電話	「その他」の場合 ( )		
通報者について (情報提供者)	氏名(所属)	( )	相談についての 調査協力	
	住所TEL		相談・通報について 高齢者の了解	
	高齢者 との関係	「その他」の 場合 ( )		

高齢者※	(ふりがな) 氏名	( )	生年月日	年 月 日生 ( )
	住所TEL			被虐待の自覚
	高齢者の心身状況			
養護者※	(ふりがな) 氏名	( )	生年月日	年 月 日生 ( )
	住所 TEL			虐待の自覚
	続柄	具体的に又は 「その他」の場合 ( )		
	養護者の 心身状況			

※高齢者等の詳細情報については、③票を参照

虐待の可能性	<input type="checkbox"/> 身体的虐待疑い <input type="checkbox"/> 介護放棄疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状態 ( )			
通報の具体的内容 いつから 頻度は どのように				
緊急保護検討の必要性*	<input type="checkbox"/> 無                      *②票参照			
初回コア会議	開催予定日時	会場 (                      年 月 日 時 分～ )		

【コア会議までの情報収集計画】

情報 収集 項目	行政 収集 情報	世帯構成	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	役割 分担	介護保険	<input type="checkbox"/> 介護認定情報(審査会資料など) <input type="checkbox"/> 負担区分・保険料支払状況など	
		福祉サービス等	<input type="checkbox"/> 生活保護受給状況 <input type="checkbox"/> 身体障害・精神障害・療育手帳 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス利用状況 <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳・手当給付情報 <input type="checkbox"/> 行政他部署の関与情報	
		経済状況	<input type="checkbox"/> 収入状況(年金・その他) <input type="checkbox"/> 収納状況(医療保険・税金など)	
関係機関等		<input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 ( )    【    】 <input type="checkbox"/> 主治医・医療機関 ( )    【    】 <input type="checkbox"/> 民生委員 ( )    【    】 <input type="checkbox"/> その他 ( )    【    】		

②票

事実確認項目チェックシート

作成日:

※1 「通」:通報があった項目にチェックをつける。「確認」:確認した項目にチェックをつける。

※2 「確認項目」の列の太字で下線の項目(例「外傷等」)が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

通	確認	確認項目	該当する内容にチェック	補足事項 (頻度・期間等)	
(1) 身体の状態・けが等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>①外傷等</b>	<input type="checkbox"/> 頭部外傷(血腫、骨折等の疑い) <input type="checkbox"/> 腹部外傷 <input type="checkbox"/> 重度の褥そう <input type="checkbox"/> その他 部位: _____ 大きさ: _____	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>②全身状態・意識レベル</b>	<input type="checkbox"/> 全身衰弱 <input type="checkbox"/> 意識混濁 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>③脱水症状</b>	<input type="checkbox"/> 重い脱水症状 <input type="checkbox"/> 脱水症状の繰り返し <input type="checkbox"/> 軽い脱水症状 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>④栄養状態等</b>	<input type="checkbox"/> 栄養失調 <input type="checkbox"/> 低栄養・低血糖の疑い <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑤あざや傷</b>	<input type="checkbox"/> 身体に複数のあざ <input type="checkbox"/> 頻繁なあざ <input type="checkbox"/> やけど <input type="checkbox"/> 刺し傷 <input type="checkbox"/> 打撲痕・腫脹 <input type="checkbox"/> その他 部位: _____ 大きさ: _____ 色: _____	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑥体重の増減</b>	<input type="checkbox"/> 急な体重の減少 <input type="checkbox"/> やせすぎ <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑦出血や傷の有無</b>	<input type="checkbox"/> 生殖器等の傷、出血 <input type="checkbox"/> かゆみの訴え <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑧その他</b>		
(2) 生活の状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>①衣服・寝具の清潔さ</b>	<input type="checkbox"/> 着の身着のまま <input type="checkbox"/> 濡れたままの下着 <input type="checkbox"/> 汚れたままのシーツ <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>②身体の清潔さ</b>	<input type="checkbox"/> 身体の異臭 <input type="checkbox"/> 汚れのひどい髪 <input type="checkbox"/> 皮膚の潰瘍 <input type="checkbox"/> のび放題の爪 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>③適切な食事</b>	<input type="checkbox"/> 菓子パンのみの食事 <input type="checkbox"/> 余所ではガソリン食べる <input type="checkbox"/> 拒食や過食が見られる <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>④適切な睡眠</b>	<input type="checkbox"/> 不眠の訴え <input type="checkbox"/> 不規則な睡眠 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑤行為の制限</b>	<input type="checkbox"/> 自由に外出や移動ができない <input type="checkbox"/> 自由に家族以外の人と話すことができない <input type="checkbox"/> 長時間家の外に出されている <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑥不自然な状況</b>	<input type="checkbox"/> 資産と日常生活の大きな落差 <input type="checkbox"/> 食べる物にも困っている <input type="checkbox"/> 年金通帳・預貯金通帳がない <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑦住環境の適切さ</b>	<input type="checkbox"/> 異臭がする <input type="checkbox"/> 極度に乱雑 <input type="checkbox"/> ベタベタした感じ <input type="checkbox"/> 冷暖房の欠如 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑧その他</b>			
(3) 話の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>①恐怖や不安の訴え</b>	<input type="checkbox"/> 「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>②保護の訴え</b>	<input type="checkbox"/> 「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「働たくない」などの発言 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>③強い自殺念慮</b>	<input type="checkbox"/> 「死にたい」などの発言 <input type="checkbox"/> 自分を否定的に話す <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>④あざや傷の説明</b>	<input type="checkbox"/> つじつまが合わない <input type="checkbox"/> 求めても説明しない <input type="checkbox"/> 隠そうとする <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑤金銭の訴え</b>	<input type="checkbox"/> 「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑥性的事柄の訴え</b>	<input type="checkbox"/> 「生殖器の写真を撮られた」などの発言 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑦話のためらい</b>	<input type="checkbox"/> 関係者に話すことをためらう <input type="checkbox"/> 話す内容が変化 <input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑧その他</b>			
(4) 表情・態度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>①おびえ、不安</b>	<input type="checkbox"/> おびえた表情 <input type="checkbox"/> 急に不安がる <input checked="" type="checkbox"/> 怖がる <input type="checkbox"/> 人目を避けたがる <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>②無気力さ</b>	<input type="checkbox"/> 無気力な表情 <input type="checkbox"/> 問いかけに無反応 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>③態度の変化</b>	<input type="checkbox"/> 家族のいる場面いない場面で態度が異なる <input type="checkbox"/> なげやりな態度 <input type="checkbox"/> 急な態度の変化 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>④その他</b>		
(5) サービスなどの利用状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>①適切な医療の受診</b>	<input type="checkbox"/> 家族が受診を拒否 <input type="checkbox"/> 受診を勧めても行った気配がない <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>②適切な服薬の管理</b>	<input type="checkbox"/> 本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>③入退院の状況</b>	<input type="checkbox"/> 入退院の繰り返し <input type="checkbox"/> 救急搬送の繰り返し <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>④適切な介護等サービス</b>	<input type="checkbox"/> 必要であるが未利用 <input type="checkbox"/> 勧めても無視あるいは拒否 <input type="checkbox"/> 必要量が極端に不足 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑤支援のためらい・拒否</b>	<input type="checkbox"/> 援助を受けたがらない <input type="checkbox"/> 新たなサービスは拒否 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑥費用負担</b>	<input type="checkbox"/> サービス利用負担が突然払えなくなる <input type="checkbox"/> サービス利用をためらう <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑦その他</b>		
(6) 養護者の態度等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>①支援者への発言</b>	<input type="checkbox"/> 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>②保護の訴え</b>	<input type="checkbox"/> 虐待者が高齢者の保護を求めている <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>③暴力、脅し等</b>	<input type="checkbox"/> 刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>④高齢者に対する態度</b>	<input type="checkbox"/> 冷淡 <input type="checkbox"/> 横柄 <input type="checkbox"/> 無関心 <input type="checkbox"/> 支配的 <input checked="" type="checkbox"/> 攻撃的 <input type="checkbox"/> 拒否的 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑤高齢者への発言</b>	<input type="checkbox"/> 「早く死んでしまえ」など否定的な発言 <input type="checkbox"/> コミュニケーションをとうとうしない <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑥支援者に対する態度</b>	<input type="checkbox"/> 援助の専門家と会うのを避ける <input type="checkbox"/> 話したがらない <input type="checkbox"/> 拒否的 <input type="checkbox"/> 専門家に責任転嫁 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑦精神状態・判断能力</b>	<input type="checkbox"/> 虐待者の精神的不安定・判断力低下 <input type="checkbox"/> 非現実的な認識 <input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>⑧その他</b>		



養護者の情報				課題		
【養護者の希望】 <input type="checkbox"/> 不明				<input type="checkbox"/>		
【健康状況等】 現病歴: . 既往歴: . <input type="checkbox"/> 不明				<input type="checkbox"/>		
【受診状況等】 <input type="checkbox"/> 不明 1 医療機関名 主治医名 所在地 電話番号 2 医療機関名 主治医名 所在地 電話番号						
【介護保険・福祉サービス等状況】 <input type="checkbox"/> 不明 要介護認定: 要介護度 認定期間 ( 令和 年 月 ~ 令和 年 月 ) 障害高齢者自立度: 特記事項 ( ) 認知症高齢者自立度: 特記事項 ( ) 障害手帳等の有無: <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 級 <input type="checkbox"/> 療育手帳 級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 級 <input type="checkbox"/> 不明 医療費補助等の有無: <input type="checkbox"/> 被爆者健康手帳 <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費 <input type="checkbox"/> 自立支援医療費 <input type="checkbox"/> 特定疾患医療給付 <input type="checkbox"/> 重度精神障害者通院医療費補助制度 精神疾患・性格的偏り				<input type="checkbox"/>		
【介護負担等】 <input type="checkbox"/> 不明 介護意欲: 介護技術・知識: 介護の代替者: 1日の介護時間: 介護期間:(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など)※期間と負担原因を明確に				<input type="checkbox"/>		
【経済情報・就労等】 <input type="checkbox"/> 不明 就労状況: 就労曜日: <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 就労時間: 時 ~ 時 ( ) 課税情報等: 介護保険所得段階: 介護保険利用者負担割合: 医療保険負担割合: 収入等: 月 _____ 万円 ( ) 借金等: 残り _____ 万円 ( ) 滞納等: <input type="checkbox"/> 税金滞納額 ( 円 ) <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納額 ( 円 ) <input type="checkbox"/> 医療保険料滞納額 ( 円 ) 経済的課題等:(特記事項)				<input type="checkbox"/>		
【近隣との関係】 <input type="checkbox"/> 良好 ( ) <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ( )				<input type="checkbox"/>		
【養護者やその他の家族関係についての特記事項】				<input type="checkbox"/>		
ジェノグラム		家族構成				
		氏名	続柄	年齢	同居・住所	備考
		家族関係				
サービス利用状況			関係機関			
	午前	午後	備考	関係機関名(ケアマネ、事業者、民生委員等)	担当者名	連絡先
月						
火						
水						
木						
金				週間以外のサービス		
土						
日						

④票

高齢者虐待対応  
コアメンバー会議記録

地域包括支援センター  
起案日  
決裁日

課長	課長補佐	係長・専門員
課員		

高齢者氏名 \_\_\_\_\_

記録者氏名 \_\_\_\_\_

会議日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
出席者 (所属・氏名)	
会議の目的	<input type="checkbox"/> 情報の整理 <input type="checkbox"/> 虐待の有無の判断 <input type="checkbox"/> 深刻度の判断 <input type="checkbox"/> 緊急性の判断 <input type="checkbox"/> 行政権限行使の決定 <input type="checkbox"/> 虐待の発生要因・課題の整理 <input type="checkbox"/> 対応の実施状況の確認及び評価 <input type="checkbox"/> 支援方針・支援計画の検討 <input type="checkbox"/> その他( )
虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 判断できない( ) <input type="checkbox"/> 虐待の疑いあり ( <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 ) <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり ( <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 ) 判断の根拠:
深刻度の判断	<input type="checkbox"/> 4(最重度) <input type="checkbox"/> 3(重度) <input type="checkbox"/> 2(中度) <input type="checkbox"/> 1(軽度) 判断の根拠: ※ 養護者による高齢者虐待における虐待の程度(深刻度)計測フローを参照
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 緊急性あり <input type="checkbox"/> 緊急性なし <input type="checkbox"/> 判断できない( ) 判断の根拠: <input type="checkbox"/> 入院や通院が必要(重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等) <input type="checkbox"/> 高齢者本人・養護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 暴力や脅しが日常的に行われている <input type="checkbox"/> 今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態 <input type="checkbox"/> 虐待につながる家庭状況、リスク要因がある <input type="checkbox"/> 高齢者の安全確認ができない <input type="checkbox"/> その他( )
協議内容	※高齢者本人・養護者・家族関係・その他の項目について協議した内容を記載する。  <b>【虐待解消に向けて解決すべき課題】</b>
虐待に至った背景・想定される要因	※③票「情報整理シート」で抽出された課題を整理する。
総合的な支援方針等	
必要な対応	<input type="checkbox"/> 事実確認の継続(期限を区切った継続支援) <input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 警察への援助要請 <input type="checkbox"/> 緊急分離保護( <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 契約によるサービス利用 <input type="checkbox"/> 緊急一時保護 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム ) <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 措置の適用( ) <input type="checkbox"/> 面会制限 <input type="checkbox"/> 医療機関の受診支援( ) <input type="checkbox"/> 在宅サービスの導入・調整( ) <input type="checkbox"/> 成年後見制度申立支援 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業の活用 <input type="checkbox"/> 生活保護相談・申請 <input type="checkbox"/> くらしサポートセンター <input type="checkbox"/> 市営住宅目的外使用 <input type="checkbox"/> 各種減免手続き等 <input type="checkbox"/> その他( )
養護者支援の必要性	<input type="checkbox"/> 必要あり( ) <input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 判断できない( )
処遇検討会	開催予定日時 年 月 日 時 分 ~ 会場 ( ) 参加予定者 <input type="checkbox"/> 包括 <input type="checkbox"/> ケアマネ <input type="checkbox"/> 主治医・医療機関 <input type="checkbox"/> その他 ( )

⑤票

高齢者虐待対応  
処遇検討会議記録

地域包括支援センター  
起案日  
決裁日

課長	課長補佐	係長・専門員
課員		

高齢者氏名 \_\_\_\_\_

記録者氏名 \_\_\_\_\_

会議日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分	
会議種別		
出席者	所属	出席者名(職名)
会議の目的	<input type="checkbox"/> チームとしての具体的な支援方法の検討 <input type="checkbox"/> 支援方針・支援計画の検討 <input type="checkbox"/> 専門的な対応の検討(専門家からの意見聴取) <input type="checkbox"/> 行政権限の行使の検討 <input type="checkbox"/> その他( )	
協議内容	<p>※高齢者本人・養護者・家族関係・その他の項目について協議した内容を記載する。</p> <p>【虐待解消に向けて解決すべき課題】</p>	
総合的な支援の方針		



⑦票

高齢者虐待対応  
コアメンバー会議記録(終結)

高齢者氏名 \_\_\_\_\_

記録者氏名 \_\_\_\_\_

地域包括支援センター  
起案日  
決裁日

課長	課長補佐	係長・専門員
課員		

会議日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分		
出席者 (所属・氏名)			
会議の目的	<input type="checkbox"/> 虐待対応を終結するために必要な2要件(※)の確認 ※2要件 ①虐待が解消していること ②高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと <input type="checkbox"/> 終結後の対応の必要性の検討 <input type="checkbox"/> その他( )		
協議内容			
支援を要する 状況	虐待種別	判定	※ 判定欄に該当番号を記入  1 虐待が発生している 2 虐待の疑いがある 3 一時的に解消した(再発の可能性が残る) 4 虐待は解消した 5 虐待は確認されていない
	1 身体的虐待		
	2 放棄・放任		
	3 心理的虐待		
	4 性的虐待		
	5 経済的虐待		
6 その他			
評価のまとめ			
今後の対応	<input type="checkbox"/> 虐待対応支援の終結 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センターとして対応を継続 <input type="checkbox"/> 総合相談／介護予防ケアマネジメント支援／権利擁護対応(虐待対応を除く)／包括的・継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> その他		

**通報・届出受付票（養介護施設）**

受付日	年 月 日 ( ) 午前/午後 時 分～ 時 分	部署		対応者	
受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他 ( )			関係性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族等(続柄: ) <input type="checkbox"/> 当該施設・事業所従事者( <input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 元職員) ※公益通報の説明 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> その他 ( )
通報者	氏名	<input type="checkbox"/> 匿名	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳位		
	住所				
	電話		携帯電話		
E-mail		連絡の可	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 拒否 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
通報内容の把握状況	<input type="checkbox"/> 通報者のみが知っている <input type="checkbox"/> 他にも知っている人がいる ( )				
要望等					

**【当該施設・事業所の状況】**

施設・事業所名		事業種別	
法人名		法人種別	
所在地		電話	
備考			

**【本人の状況】**

氏名	<input type="checkbox"/> 未確認	生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日 歳 <input type="checkbox"/> 不明
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	利用開始日	年 月 日 保険者 <input type="checkbox"/> 当該市町村 <input type="checkbox"/> 他市町村 ( )
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 通報先施設 ( ) <input type="checkbox"/> 病院 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※通報先施設・入院先の階・部屋番号: 階 号室		
住所	<input type="checkbox"/> 不明	住民票登録住所	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異
電話	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 携帯	その他連絡先	(続柄: ) <input type="checkbox"/> 不明
介護認定	<input type="checkbox"/> 要支援 ( ) <input type="checkbox"/> 要介護 ( ) <input type="checkbox"/> 申請中 ( 月 日 ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明		
認知症	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(程度: / 会話の可否: <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 困難 ) <input type="checkbox"/> 不明		
疾患	<input type="checkbox"/> 一般 ( ) <input type="checkbox"/> 精神疾患 ( ) <input type="checkbox"/> 難病 ( )		
身体状況	<input type="checkbox"/> 不明	障害手帳	<input type="checkbox"/> 有(等級: 種別: ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明
経済状況	<input type="checkbox"/> 不明	生活保護受給	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 不明
利用サービス	<input type="checkbox"/> 不明	介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 不明
状態	<input type="checkbox"/> 助けを求めている <input type="checkbox"/> 訴えがない(無反応) <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明		

**【家族等の状況】**

家族	氏名	<input type="checkbox"/> 不明	【家族構成】
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 続柄	
	住所	〒 <input type="checkbox"/> 通報者に同じ <input type="checkbox"/> 不明	
	連絡先	<input type="checkbox"/> 通報者に同じ <input type="checkbox"/> 不明	
	通報内容	<input type="checkbox"/> 知っている( <input type="checkbox"/> 通報者である ) <input type="checkbox"/> 知らない <input type="checkbox"/> 不明	
後見人	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 任意後見 <input type="checkbox"/> 申立て中( <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見 ) <input type="checkbox"/> 不明		
	氏名	(法人名: 担当者名) <input type="checkbox"/> 不明	
	連絡先	<input type="checkbox"/> 不明	
	通報内容	<input type="checkbox"/> 知っている( <input type="checkbox"/> 通報者である ) <input type="checkbox"/> 知らない <input type="checkbox"/> 不明	
備考			

【主訴・通報の概要、虐待（疑い）の状況】

相談内容				
発生日時	年 月 日 ( ) 午前/午後 時 分頃	発生場所		
虐待を行った疑いのある職員名又は特徴	□複数 □不明	職種	□不明	
虐待の可能性 (具体的行為)	<input type="checkbox"/> 平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 <input type="checkbox"/> 緊急やむを得ない場合以外の身体拘束・抑制をする <input type="checkbox"/> 汚れのひどい服を着せたままにする、おむつが汚れている状態のままにするなど、日常的に不衛生な状態を放置する <input type="checkbox"/> ナースコール等を使用させない、手の届かない所に置く、職員が対応しないなど、高齢者の対応を放置又は無視する <input type="checkbox"/> 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限 <input type="checkbox"/> 怒鳴る、ののしる、「追い出すぞ」など威嚇的な発言や態度、「死ね」「臭い」「汚い」など侮辱的な発言や態度 <input type="checkbox"/> 排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のまま放置する <input type="checkbox"/> 人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたり、その場面を見せないための配慮をしない <input type="checkbox"/> 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する <input type="checkbox"/> 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する			
	□その他			
情報源	□実際に見た・聞いた □本人から聞いた □記録を見た □その他 ( )			
特記事項				

【虐待の可能性（通報段階）】

虐待の可能性 (通報段階)	<input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い □放棄・放任の疑い □心理的虐待の疑い □性的虐待の疑い □経済的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況 ( )			
------------------	--	--	--	--

【今後の対応】

□養介護施設従事者等による高齢者虐待の疑いとして対応				
	□高齢者虐待通報受付対応所管課長への報告 ( 月 日 ( ) 午前/午後 時 分)			
者:	( )			
	□関係部署への報告 ( 月 日 ( ) 午前/午後 時 分/担当			
所:	( )			
	□事実確認に向けた検討会議の開催予定 ( 月 日 ( ) 午前/午後 時 分~/場			
者:	( )			
	□都道府県への連絡 ( 月 日 ( ) 午前/午後 時 分/担当			
者:	( )			
	□養護者による高齢者虐待の疑いとして対応 (担当課: ) 引継日時 ( 月 日 ( ) 午前/午後 時 分)			
	□その他 ( )			

社団法人日本社会福祉士会作成（出典：東京都健康長寿医療センター研究所（東京都老人総合研究所）作成帳票類等）を一部修正

# 立 入 調 査 身 分 証

第 号

年 月 日交付

所 属

氏 名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する

江田島市長

印

## 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。



広島県  
(医療介護基盤課)

江田島市長  
(福祉保健部高齢介護課)

養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に対する法律第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

本件は、当市町において事実確認を行った事案で、

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

通報・相談日： 年 月 日

事実確認日： 年 月 日

虐待認定日： 年 月 日

1 養介護施設等

名 称	
サービス種別	(事業者番号 )
所在地	〒 TEL FAX

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者

性 別	男		女		年 齢					才
要介護度等	要支援	1	2	要介護	1	2	3	4	5	その他
認知症高齢者の日常生活自立度	自立	I	II a	II b	III	IV	M			
障害高齢者の日常生活自立度	自立	J	A	B	C					
心身の状況										

3 虐待の内容等

虐待の種別 (重複可)	身体的虐待 心理的虐待 その他 ( )	介護・世話の放棄・放任 性的虐待 経済的虐待
虐待の内容		
発 生 要 因		

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏名		生年月日	年	月	日
(資格を有する者についてはその資格及び職種を、その他の者については職名及び職務内容を記載)					

5 市町が行った対応

- 施設等に対する指導
- 施設等からの改善計画書の提出依頼
- 施設等からの改善報告書の提出依頼
- 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導
- (主として地域密着型サービスについて) 介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分
- その他 (具体的に記載)

6 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

- 施設等からの改善計画書の提出
- 施設等からの改善報告書の提出
- 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応
- その他 (具体的に記載)

7 終結

- 終結 (終結日:      年      月      日)

- 対応継続